

# いじめ防止対策基本方針

御嵩町立御嵩小学校  
2018.10 改定  
2023.06 改定

御嵩小学校では、学校の教育目標「のびよう きたえよう せいいっぱい」のもと、毎日の授業を始めとした様々な教育活動を通じた発達支援的生徒指導や課題未然防止教育により、児童が「いじめをしない態度や能力」を身に付けられるよう取り組んでいる。

しかし、毎日の生活の中で子ども同士のトラブルやいさかいはあり、互いがいやな気持ちになる事象が起きている。集団生活をする中で、相手の立場や思いが十分理解できず、深刻な状況に発展する前に、適切な解決を図り、望ましい人間関係をつくるよう指導していくことが大切となってくる。

国の法令や町の条例、生徒指導提要改訂等を受け、全教職員が一丸となって児童の指導に当たるとともに、保護者や地域、教育委員会等の関係機関と日常的に連携を図りながら、どの子ども「真にたのしく笑顔のあふれる学校生活」を送ることができるように指導を進めていく。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

### (2) 基本認識

- ・いじめは、どの学校、学年でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、人権を否定する人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などを含む周りの集団も問題としてとらえねばならない。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3) 学校としての構え

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に考え、常に危機意識を持って「未然防止」「早期発見」「早期対応」並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が協力した指導体制のもとで対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・児童理解に一層つとめて「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・問題の対応や指導でいじめが解消したと判断することなく、被害者の保護者はもとより加害者の保護者と連携を取り、必要によっては地域との連携や加害者への指導を継続的に行いながら見届け、再発防止をしていく。

## 2 いじめ未然防止のための取組

### (1) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付ける取組

- ・学級の係活動や当番活動として役割を担ったり協力し合って活動したりして自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得させる。
- ・委員会活動や異年齢集団活動を通して自己有用感を持つことができるようにし、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ・学級の凝集性を高めようとするあまり、行き過ぎた同調圧力が働かないよう、教室の中に様々な異なる意見を出し合える自由な雰囲気を確認し、均質化のみに走らない学級づくりをする。

## (2) 教科の指導と生徒指導の一体化を進める

- ・教材提示や言葉かけ、個に応じた指導や学び方指導等を工夫することで、分かる・できる授業をめざし、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・基礎的・基本的事項の習得を図るとともに、仲間と関わり合って課題解決を図る学習活動の充実を努める。

## (3) 望ましい集団づくり

- ・互いのよさを認め合いながら、集団の中での居場所をつくったり仲間とのつながりを強くしたりするための話し合い活動や学級活動の充実を図る。
- ・他者に対する言葉遣いに気を付けたり、あいさつ活動を展開したりする中で、温かい人間関係を育む素地を養う。

## (4) いじめに対して正面から向き合うことができる実践的な取組の充実

- ・特別の教科道徳や学級活動の時間に、実際の事例や動画などを教材に児童同士で検討したり、いじめのロールプレイを行ったりするなど、いじめの問題を自分のこととして捉え考える体験的な学びを行う。

## (5) いじめを制止する「仲裁者」や告発する「相談者」を生み出す土台づくり

- ・学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努めることで、担任に対する信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させていく。

## (6) 困りや悩みをしっかりと受け止めることができる体制づくり

- ・相談室に相談員が常駐し、児童が困ったことや悩みを打ち明けたり、時には甘えたり弱音を吐いたりして援助を求めることができる場としている。相談員が集めた情報は、その日のうちに学級担任との情報共有を図ることで、指導や家庭との連携に活かしている。

## (7) 生命や人権を大切にする指導

- ・他者を思いやる心や自律の心を育むための道徳の授業を充実する。また、確かな規範意識を育てるための道徳実践の場を設定しながら、学校教育全体で道徳教育を充実する。
- ・互いに思いやりの心を持って関わっていくための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、いじめや差別、偏見を許さない校風づくりに努める。
- ・高学年においては、いじめを法的な視点からも考えさせ、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識を持てるよう指導する。

## (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況を把握し、スマートフォンや携帯電話、通信型ゲーム機を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実する。
- ・スマートフォンや携帯電話、通信型ゲーム機等の取り扱い、インターネット上のトラブルやSNSの使い方に関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。

# 3 いじめの早期発見・早期対応

## (1) 的確な情報収集と校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（心のアンケート）を実施する。アンケート実施後は速やかにダブルチェックを行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時をおかずに対応する。
- ・年3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況を状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全教職員が休み時間や放課後等の活動の中で児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係をつかんだりしながら情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや心の相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

## (2) 教育相談の充実

- ・日頃から受容的・共感的な態度で児童を受け入れる姿勢を大切にした教育相談を進め、児童との信頼関係を築いていく。
- ・小さな問題でも安易にとらえず、深刻な問題に発展する前に早期対応を図る。
- ・担任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、教育相談担当等、校内の全教職員が連携し、役割を相互理解した上で連絡・報告・相談を大事にしながら指導に当たる。

## (3) 教職員研修の充実

- ・国や県から出されている資料（「生徒指導提要[文部科学省 令和4年12月]」「生徒指導リーフシリーズ[国立教育政策研究所]」「いじめ防止 これだけは！[岐阜県教育委員会]」「教育相談 これだけは！[岐阜県教育委員会]」等）を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、いじめに対する認識を高めるとともに、未然防止、早期発見・早期対応ができるよう年度当初の職員会や夏季休業中の研修、必要に応じた適宜研修を充実する。
- ・いじめの事案を検討したり事例研修会を行ったりして、対応の仕方を身に付けるようにする。

## (4) 保護者との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、面談や家庭訪問により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・いじめの事実が確認されたときは、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中でいじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童の思いを受け止め、いじめた児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・問題がこじれることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、今後に向けて一緒になって取り組んでいくことができる協力的な関係を築くようにする。

## (5) 関係機関等との連携

- ・中学校、教育委員会、子ども相談センター、民生児童委員、福祉課、学校運営協議委員、警察、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員等とのネットワークや関係を大切にし、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応に向けた情報交流や連携に努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法 第22条）

各学年主任と連携を密にしながら、児童の状況を把握し、気になる状況があったときには迅速にケース会議や対策会議を開き対応を検討する。その際には該当の担任や主任も入って検討をする。

また、日常的によりよい人間関係づくりができるような集団づくりの在り方や教育相談について、職員会などへ提案をしながら、継続的にいじめが起こらない基盤作りを進める。

重大事態の調査を行う組織として、以下の委員（事案によって対策委員を決定する）により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

校長、教頭、（主幹教諭） 教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラー、関係職員等  
保護者代表、地域代表、スクールソーシャルワーカー、弁護士、その他必要に応じて

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

御嵩小校報やHP等を通して、「いじめ防止対策基本方針」について地域や保護者に公表する。また、児童を地域ぐるみで見守る意味から、児童のよい姿やいじめにつながるような心配な情報などを学校へ届けていただけるようお願いをする。保護者や地域と連携し、児童に声をかけたり励

ますなど、地域ぐるみで児童を育てる機運を高めていく。

| 月   | 取 組 内 容                                                                                                                                                                  | 備考                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A総会等で、御嵩町「いじめ根絶に向けた取組」や御嵩小学校「いじめ防止対策基本方針」についての説明</li> <li>・ 学校だより、H P等による「方針」等の発信</li> <li>・ 職員研修会の実施（校内体制の共通理解）</li> </ul> | 方針の確認                 |
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施）</li> <li>・ 職員研修「いじめの対応・人権」（事例研修）の実施</li> <li>・ 個人懇談の実施</li> </ul>                                     |                       |
| 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「心のアンケート」の実施、教育相談（全児童対象）の実施</li> <li>・ いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                                                    |                       |
| 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「教職員取組評価(学校評価)アンケート」（対策等の見直し）</li> <li>・ 職員研修（1学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>                                                   | 第1回県いじめ調査             |
| 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修（事例研修会・人権教育研修会）の実施</li> </ul>                                                                                               | 夏季休業中の指導              |
| 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校だより等による取組の見直し等の公表</li> <li>・ 教育相談の実施</li> <li>・ 個人懇談の実施</li> </ul>                                                            |                       |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施）</li> <li>・ いじめ未然防止対策委員会</li> </ul>                                                                    |                       |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ひびきあいの日」に向けた取組</li> </ul>                                                                                                      |                       |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ひびきあいの日」（児童会でのいじめ防止対策の発表、標語）</li> <li>・ 「教職員取組評価(学校評価)アンケート」（次年度に向けて）</li> <li>・ 「心のアンケート」の実施、個人懇談の実施</li> </ul>               | 第2回県いじめ調査<br>冬季休業中の指導 |
| 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修（2学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・ 「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施）</li> </ul>                                                       |                       |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童会取組のまとめ</li> <li>・ 「心のアンケート」の実施、教育相談の実施</li> <li>・ いじめ防止対策委員会（本年度のまとめと来年度の計画立案）</li> </ul>                                    |                       |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「教職員取組評価(学校評価)アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・ 学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>                                                          | 第3回県いじめ調査<br>（兼国調査）   |

## 6 いじめ問題発生時の対応

### （1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ・ 「いじめ未然防止・対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導等の方針や方法を確認し、保護者と連携を取りながら役割を明確にした動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ未然防止・対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ いじめの兆候を把握したら速やかに情報を共有し、役割を明確にして丁寧に事実確認を行う。
- ・ いじめの事実の確認ができた、あるいはいじめの疑いがある場合には、いじめを受けた児童の

安全を確保し、児童の気持ちにより添いながら迅速な対応をする。

- ・いじめの事実が認められた場合は、教育委員会に報告するとともに、加害児童、被害児童の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童の指導に当たる。
- ・保護者と連携を取りつつ、加害児童には「いじめは絶対に許されない」ということを自覚させるとともに、被害児童やその保護者の思いを受け止めさせ、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・被害児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアを図りながら事後の対応への配慮を行う。また、二次被害や再発防止に向け、中・長期的な取組を行う。

#### 【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 被害児童の安全確保と管理職等へ報告
- ③ いじめの報告が受けた場合、校長は直ちにいじめ未然防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、事実関係を把握する。
- ④ 被害児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携して対応を図る。
- ⑤ 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑥ 関係機関と連携を取り、適切な事後対応を行う。
- ⑦ 問題の経過を見守り、家庭と連携を取りつつ、加害・被害児童への継続的な支援を行う。

#### 【いじめの解消について】

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされていること。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

#### （2）「重大事態」と判断されたときの対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして以下の対応を行う。

#### 【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報の取扱い

### ○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合には、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料は最低でも当該児童が卒業するまで保存し、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで5年間保存する。